

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013函第51号
事故等種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成25年11月20日 05時10分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬南東方沖 納沙布岬灯台から真方位109°276海里付近 （概位 北緯41°44.2′ 東経151°38.0′）
事故等調査の経過	平成25年11月21日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六新興丸、132トン
船舶番号、船舶所有者等	IT1-295（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか12人が乗り組み、納沙布岬南東方沖でさんま棒受け網漁の操業中、船長が、上部操舵室で操船を行い、網を左舷側に入れ、船首を風に立てるため、可変ピッチプロペラの翼角を僅かに前進とし、僚船との無線連絡を行っていたところ、風を右舷側から受ける状況となり、船底下に入り込んでいる網を認めて直ちに機関を停止してクラッチを切ったが、平成25年11月20日05時10分ごろ網が推進器に巻き付いて運航不能となった。</p> <p>本船は、来援した巡視船にえい航され、23日15時45分ごろ北海道厚岸町厚岸港へ帰り、船舶所有者手配の潜水士によって網が除去された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m</p> <p>日出時刻：05時48分ごろ</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	<p>本船は、納沙布岬南東方沖でさんま棒受け網漁の操業中、船長が僚船との無線連絡に意識を向けていたことから、風を右舷側から受ける状況となり、網が、船底下に入り込み、推進器に巻き付き、推進器が使用できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が、納沙布岬南東方沖でさんま棒受

	<p>け網漁の操業中、船長が僚船との無線連絡に意識を向けていたため、風を右舷側から受ける状況となり、網が、船底下に入り込み、推進器に巻き付き、推進器が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操業中に推進器を運転する場合は、網が推進器に巻き付くことがないように、甲板上の乗組員にも網の方向を報告させるなどし、網の状態の確認を十分に行うこと。